



2022年2月28日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 クォック・ゲイリー・ヤン・クエン
(コード：9704、東証第1部)
問合せ先 財務経理部 部長 石井 伸幸
(TEL. 03-3436-1860)

取締役候補者および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第84期定時株主総会に付議する取締役候補者及び補欠監査役候補者について下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役7名選任の件

本定時総会の終結の時をもって、取締役7名（うち社外取締役3名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次のとおりであります。

現役職名	氏 名	摘要
代表取締役社長&CEO	クォック・ゲイリー・ヤン・クエン	再任
取締役議長	ウィニー・チュウ・ウィン・クワン	再任
取締役COO	江上正巳	再任
取締役	浅生浩	再任
社外取締役	北村隆則	再任・独立
社外取締役	クラレンス・ウォン・カン・イェン	再任
社外取締役	アンジェリーニ・ジョバンニ	再任・独立

- (注) 1. 候補者ウィニー・チュウ・ウィン・クワン氏は、実質的な主要株主であるファー・イースト・グローバル・アジア社のディレクターであります。
2. 上記の他、各候補者は、当社との間に特別な利害関係はありません。
3. 候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 候補者北村隆則氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 候補者クラレンス・ウォン・カン・イェン氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。また、同氏は過去当社の監査役であったことがあります。
6. 候補者アンジェリーニ・ジョバンニ氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年6ヵ月となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

7. 当社は候補者北村隆則、クラレンス・ウォン・カン・イェン、アンジェリーニ・ジョバンニの各氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は各氏とも法令が規定する額となります。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
8. 本定時株主総会における各取締役候補者の選任については、会社法、金融商品取引法および関係業法を踏まえ、経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験などを十分配慮したうえ候補者を選び、取締役会にて取締役候補者の面接を行い、審議を行ったうえで取締役会にて選定いたしております。
9. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり社外取締役として各氏の再任が承認された場合、引き続き当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

2. 補欠監査役1名選任の件

本定時総会の終結の時をもって、補欠監査役1名が任期満了となります。法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。本議案は、社外監査役の遠藤新治氏およびチェン・ワイハン・ボズウェル氏の2名の補欠として、選任をお願いするものであります。監査役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

現役職名	氏名	摘要
補欠監査役	平野 貴徳	再任

- (注)
1. 候補者平野貴徳氏は、リエゾンジャパン株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と不動産の開発および管理に関する業務委託契約を締結しており取引関係があります。
 2. 原案どおり補欠監査役として候補者平野貴徳氏の再任が承認された後、同氏が監査役として就任した場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。
 3. 当社は、2005年12月以降の当社および子会社並びにそれに所属する取締役、監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。被保険者が利益または便宜の供与を違法に得たこと等に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。原案どおり補欠監査役として候補者平野貴徳氏の再任が承認された後、同氏が監査役として就任した場合、当該契約の被保険者となります。なお、任期途中において同内容で更新する予定であります。

以上